

地域医療構想推進事業について

●施設設備整備(ハード)

(目的)

地域医療構想に基づき、病床等の整備及び病床機能の転換等を行う医療機関に対し、改修・改築等の施設・設備整備に要する経費の一部を補助することにより、都における病床機能分化を促進する。

(対象)

都内の病院及び診療所の開設者で、知事が適当と認めるもの。(国、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体、地方独立行政法人及び特定地方独立行政法人は除く。)

※ 29年度の対象は、回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟

(事業内容)

① 施設整備

改修、改築又は新築工事に要する工事費又は工事請負費
ただし、次に係る経費は対象外

- ・ 土地の取得又は整地に要する費用
- ・ 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- ・ 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- ・ 既存建物の買収に要する費用
- ・ その他整備費として適当と認められない費用(例:可動設備の購入費)

【基準額】

改修 2,650千円/床	} 補助率 3/4
改築 6,360千円/床	
新築 5,300千円/床	

② 設備整備

医療機器等の備品購入費

【基準額】

10,500千円/所 補助率 3/4
(備品とは、1品につき100千円以上のもの)

●開設準備経費支援、開設後人件費支援(ソフト)

(目的)

地域医療構想に基づく病棟の開設を行うに当たり、必要な経費及び配置した職員の人件費の一部を補助することにより、都における病床機能の分化及び連携を推進し、もって都民医療の向上を図る。

(対象)

都内の病院及び診療所の開設者で、知事が適当と認めるもの。(国、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体、地方独立行政法人及び特定地方独立行政法人は除く。)

※ 29年度の対象は、回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟

(事業内容)

① 開設準備経費支援

病棟の開設前6か月に発生する以下の経費

- ・ 病棟配置する看護職員(看護師、准看護師、看護助手)の訓練期間中の人件費
- ・ 職員の募集に係る経費(人件費を除く)
- ・ 病床等の開設のための普及啓発に係る経費(人件費を除く)

【基準額】

627千円/床(広報を実施する場合は、2,000千円を加算) 補助率 3/4

② 開設後人件費支援

病棟において専従配置(勤務時間の7割以上)した職員の人件費のうち開設後1年間に発生するもの

- ・ 医師
- ・ リハ専門職(理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士)

【基準額】

医師 14,400千円/人 × 1人分	} 補助率 3/4
リハ専門職 4,800千円/人 × 3人分	